

業務委託仕様書

1 委託名

令和8年度千葉市休日地域クラブ活動(デジタル地域クラブ活動)管理運営等業務委託

2 目的

現在、少子化に伴う中学校部活動の地域展開の取組みが全国で行われており、本市においても、まずは部活動の休日の活動を地域クラブとして活動することとし取組みを進めている。一方で、地域展開によって異世代や学校の垣根を越えた交流、スポーツや文化の融合、従来の部活動には無いような取り組みなどにより、「新たな価値」を創出することも理念・方向性と掲げている。このことから、本市においても既存の部活動ではない種目の地域クラブについても検討を進めている。

一方、本市が現在直面している地域課題に、すべての市民や事業者等と一体となって解決に向けて取り組んでいくため、目指すべき将来像や取組みの方向性を共有する「スマートシティ推進ビジョン」を令和4年3月に策定し、現在、ビジョンに基づき快適で持続可能なスマートシティの実現に向けた取組みを推進している。

そのため、令和7年度、スマートシティの実現に向け、デジタル人材の育成を図るべく、中学生年代を対象としたeスポーツや生成AI・動画編集など最新のデジタルツールを活用し、スマートシティへの興味関心の涵養、デジタルスキルの向上に向けた取組を試行的に実施するとともに、部活動地域展開における地域クラブの試行的な取組みとして、デジタル地域クラブ(eスポーツ、デジタルツール活用)を運営し、検証を進め、参加生徒・保護者の高い満足度、デジタルスキルの向上などを確認することができた。

今回、これらの成果を踏まえ、さらなるデジタルスキルの向上とともに、地域展開における新たな価値を創出する取組として、対象者数や回数を増加したうえで、デジタル地域クラブ活動に関する実証事業を行うこととする。

3 適用範囲

本仕様書は、千葉市(以下、「委託者」という)が実施する「eスポーツ等を活用したデジタル人材育成プログラム」に関し、必要な事項を定める。

4 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

5 履行場所

以下のすべてを満たすJR千葉駅を最寄りとした屋内施設を履行場所とすること。

- (1) 30人程度の参加者が同時に活動可能な設備・ネットワークを有すること
- (2) 設備・ネットワークについては、後述する e スポーツ等のプログラムを、30人が一斉に活動した場合でも遅滞なく動作できる環境を準備すること。
- (3) その他、円滑なプログラム運営にあたり必要とされる機能を有していること

6 委託業務内容

デジタル人材育成プログラムの運営を実施。詳細は以下の通りとする。

(1) 対象者

- ① 参加対象者
千葉市在住中学生
- ② 募集人数
定員60名程度(1プログラム30名×2)

(2) 業務内容

- ① 実施計画書作成
- ② 参加者募集に向けた周知、参加受付、参加者への連絡調整のため事務局の設置
- ③ プログラムの実施
- ④ 必要な教材・機材・施設の用意
- ⑤ 活動に使用する物品の購入及び管理
- ⑥ 参加者へのアンケートの実施
- ⑦ 実施後の報告書作成及び提出
- ⑧ 本市が実施する国への補助金申請に関する書類の作成・根拠資料等の提出
- ⑨ 参加者からの会費徴収
- ⑩ 将来的なデジタル地域クラブの自走化に向けた検討に関する支援

(3) プログラム内容

別途本市が実施している地域クラブ活動において、将来的に e スポーツ地域クラブの設置を検討している。本取組において、「2目的」に記載された内容に加えて、地域クラブ設置に向けた検証も行うこととし、開催形態は、各プログラムにおいて、固定の参加者を想定する。

また、プログラム内容については、基礎スキルの学習・実践で構成し、以下の①、②を基本とし、詳細は別途打ち合わせにより決定する。なお、受講後は参加者に対して、プログラム修了の証明を発行する。

① e スポーツプログラム

ア 目的

e スポーツプレイスキルおよびチームワークやコミュニケーション能力の向上を図る
また、e スポーツ分野で活躍する人材を育成し、e スポーツ大会などでの活躍を目指す

イ 実施内容(タイトル)

全日本高校 e スポーツ選手権で採用されている e スポーツタイトルを 1 タイトル採用

e スポーツのプレイスキルだけでなく、社会性・協調性を学び、デジタル人材として必要な資質の育成や興味関心を涵養することができるプログラムとすること

ウ 実施期間

契約締結後から令和9年3月まで

エ 実施回数／実施時間

期間中に合計 44 時間程度／1回あたり 3 時間程度を上限とする。

なお、可能な限り月に複数回活動することとする。

② デジタルスキルプログラム

ア 目的

最新のデジタルツールへの興味関心の醸成および主体性や論理的思考等の社会人基礎力の習得・向上を図り、デジタル人材育成を目指す

イ 実施内容

最新の生成 AI やゲーム制作ツール等を活用し、クリエイティブな体験を通し

参加者がデジタルツールへ興味関心を持って学ぶことができるプログラムとすること

ウ 実施期間

契約締結後から令和9年3月まで

エ 実施回数／実施時間

期間中に合計 44 時間程度／1回あたり 3 時間程度を上限とする。

なお、可能な限り月に複数回活動することとする。

7 従事者

(1) 受託者は、事業実施に当たり[管理責任者]1名、[講師]1名、[講師補助者]2名を配置すること。

(2) 各従事者の職務内容は、以下のとおりとする。

① [管理責任者] 1名

事業全体の責任者として選任し、委託者との連絡、打ち合わせ及び協議・報告及び業務従事者の人選及び適切な配置を行う。

② [講師] 1名

プログラム運営の責任者として選任し、プログラム実施を行う。また、e スポーツを活用した学習指導経験を持つ者であること。

③ [講師補助] 2名

プログラム運営を補助する者として選任し、プログラム実施補助を行う。

(3) 受託者は、プログラムに携わる従事者に対する教育・研修等を十分に行うこと。

8 地域クラブ会費の徴収について

(1) 会費の徴収方法

地域クラブでは、将来的に運営費用のうち、指導者謝金等の一部費用について、受益者である生徒・保護者が負担することを想定している。そのため、本事業において、当該指導者謝金等の費用の一部を受益者負担とすることとし、参加生徒・保護者から活動期間中の月額会費に相当する額を徴収すること。

会費の徴収方法については、本市と受託者が協議の上、決定すること。

なお、月額金額は 1,000 円とする。また、参加者のうち、経済的困窮世帯の生徒・保護者からは会費を徴収しないこととし、対象者は、別途本市から情報提供を行う。

(2) 未納者への対応

会費の未納者が発生した場合は、原則として受託者の責において対応することとし、未納者対応について本市と連携し対応すること。ただし、事業終了時においても、参加者から費用が徴収できなかった場合は、本市は一切の責任を負わない。

(3) 当初契約金額(見積もり)の積算方法

すべての部活動地域移行運営業務委託にかかる経費から、受益者負担による会費徴収により受託者の収入となる見込み額(以下、「受益者負担見込額」という。)を差し引いた額で見積もること。

※本案件における受益者負担見込額

440,000 円

経済的困窮世帯を除く参加者数(55名)×1,000円/月×8か月=440,000円

なお、会費を徴収する際に必要となる引落手数料等は、保護者負担とし、1,000円には含まれない。

9 本市が実施する国への補助金申請に関する書類の作成、提出

本事業者、国からの補助事業のため、定期的に本市から受託者に対して、国への補助金申請に必要な書類の提出を求める。そのため、本市の指定する期日までに、国への補助金申請に関する書類を作成し、提出すること。

また、国への補助金申請をするために月ごとの参加生徒数、指導者数、経済的困窮世帯への支援、その他市が指定するものについて管理し、市から書類作成等を求められた場合は提出できるようにすること。

また、事業完了の日の属する年度の終了後5年間は関係書類を保存すること。

10 業務実施上の留意点

災害等により、受託者が参加者の安全の確保が難しいと判断した時は、講座を中止することができる。その場合には、受託者と委託者が協議し、振替日を設けるものとする。

11 提出書類及び報告書

(1) 契約後

受託者は、契約締結後1か月以内に「業務計画書」を委託者に提出すること。

(2) 業務完了時

受託者は、業務完了後、「業務完了報告書」を委託期間終了日までに、委託者に提出すること。

12 検査・請求

(1) 検査

委託者は「業務完了報告書」を受けて検査を行い、検査結果を適当と認めた際は、契約時に委託者及び受託者で定める委託料による請求書の提出を求めるものとする。

(2) 委託料の支払い

委託者は前項に記載する請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を受託者の指定する口座に支払うものとする。

13 著作権

(1) 著作権の帰属

本契約にかかわらず、発注者が受注者に委託した業務の成果物その他業務に伴い使用する教材等に関する著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者は、受注者が事前に書面で承諾したときに限り、本仕様書第2項に定める目的の範囲内で、当該成果物を利用することができる。また、本件委託業務開始前より第三者が持つ著作権については、引き続き第三者に帰属するものとする。

(2) 優先適用

本契約書の規定と前項の規定に齟齬がある場合は、前項の規定を優先して適用するものとする。

14 個人情報

発注者は、受注者に個人情報を取り扱う事務を委託し、個人情報を提供することを承諾するものとする。

15 その他

(1) 実施状況

ア 受託者は、委託者の要求に応じ、随時進捗状況の報告を行うものとする。

イ 委託者が、業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善、従事者の変更を受託者に求めることができる。

(2) 法令遵守

受託者は、本委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(3) 安全衛生

ア 受託者は、従事者に対して、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等労働社会保険諸法令その他の本契約に適用される法令に基づく労働者に対する法令上の責任を負い、受託者の責任で労働管理を行い、従事者の労働災害について受託者の責任と費用で処理しなければならない。ただし、履行場所内における委託者の責に帰する事由による災害については、この限りではない。

イ 地震、火災、疫病、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、業務の全部又は一部の業務が履行不能となった場合、受託者の責任を免除する。

(4) 危機管理

受託者の責務において、本委託業務に関する安全対策に万全を期し、参加者の安全と事故防止に関する必要な措置を講じること。万一、機器等の障害が発生した場合や、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、本委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう委託者と連携して十分な対応を図ること。

(5) その他

本仕様書に関して定めのない事項または業務上に疑義が生じた場合は、別途委託者と受託者の双方協議の上決定するものとする。